

富田林市交通会議分科会設置規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、富田林市交通会議設置要綱（令和元年富田林市要綱第 16 号。以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、富田林市交通会議（以下「交通会議」という。）に分科会を設置するとともに、分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は、要綱第 2 条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び協議を行う。

(組織)

第 3 条 分科会の名称及び所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。

3 委員の任期は、前条に規定する専門的な調査及び検討が終了するまでの期間とする。

(分科会長及び副分科会長)

第 4 条 分科会に分科会長を置き、交通会議の会長が指名する。

2 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 分科会長は、委員の中から副分科会長を指名する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長が事故で欠けたとき、又は分科会長に事故があるときは分科会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 分科会は、分科会長がこれを招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 分科会長は、必要があると認めるときは、関係者に分科会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 分科会長は、分科会の議案が緊急を要するものその他分科会長が軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって分科会に代えることができる。

(協議結果の報告)

第 6 条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 分科会の庶務は、要綱第 9 条に規定する担当課において行う。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、要綱第 13 条の規定を準用する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月22日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	所掌事務
レインボーバスのあり方 検討分科会	レインボーバスの態様及び運賃、料金等に関する事項
富田林市地域公共交通計 画策定支援業務受注候補 者選定委員会	富田林市地域公共交通計画策定支援業務の受注候補者の 選定に関する事項